

マイナンバーが可能性を拓く、 効率的で利便性の高い行政の実現

国や地方公共団体では、システム改修やプライバシー保護の体制作りなど、制度対応に向けたさまざまな準備に追われている。新しい行政サービスの実現に向けて対応を進める自治体の取り組みを追った。

急ピッチで進められる マイナンバー制度への対応

マイナンバー制度の導入によるメリットは、(1) 所得や行政サービスの受給状況の正確な把握による、社会保障や税の給付と負担の公平性確保(2) 複数の行政機関や業務間における横断的な情報連携による行政事務の効率化(3) 添付書類の削減など行政手続きの簡素化による国民負担の軽減だ。行政機関のマイナンバー制度対応支援を行っている、みずほ情報総研 公共ビジネス第3部 システムエンジニアの佐々木俊祐は、「特に(2)については、行政機関同士が個人情報情報を照会・回答する場合に必要な書面による手続きがマイナンバーのシステムの中に組み込まれるため、手続きが簡略化され効率的な連携ができると考えられている」と述べる。

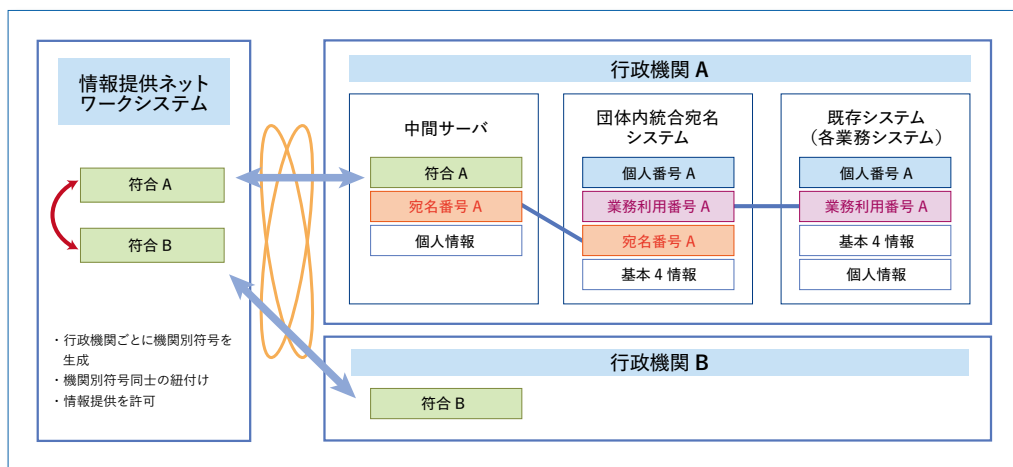
これらの実現のため、自治体などの行政機関は、個人番号利用事務について他の行政機関と情報連携する仕組みを構築する必要がある。また、個人番号を含めた情報については、これまで以上に徹底した管理が求められるため、番号利用事務の業務フローの再点検や、プライバシーに対する影響やリスクを評価・分析し、リスクを低減する適切な対策を講じる「特定個人情報保護評価(PIA)」を実施する必要がある。

各自治体は取り組みを急ピッチで進めており、必要に応じた条例の改正、業務フローの見直し、システムの改修または再構築などを行っている。システムに関しては、新たに「団体内統合宛名システム」の構築が必要となる。同システムは、既存の各業務システムから宛名情報(氏名・住所・性別・生年月日の基本4情報等)を名寄せし、統合的に管理する「宛名情報の管理機能」を備える。また、各業務システムと中間サーバを接続する「情報連携機能」を持つ。行政機関間の情報連携は「情報提供ネットワークシステム(コアシステム)」を介して行われ、特定個人情報の照会や提供には個人番号そのものではなく、符号が用いられる。

都道府県の情報システム関連部門の主管課長会議では、2013年から勉強会を立ち上げて団体内統合宛名システムの仕様を検討し、共同調達や仕様公開を目指していたが、国が定める中間サーバの仕様の詳細が2014年12月になって開示された

ことなどもあつて、各自治体は今一斉に調達をかけている状況だ。制度開始時期を考えれば、2015年12月末には連携する既存業務システムの改修を終えておく必要があるため、対応が急がれる。

みずほ情報総研 公共ビジネス第3部 チーフシステムエンジニアの山本健資は「当社では、団体内統合宛名システムの概要設計や調達支援に携わっており、業務フローの分析や、各業務担当者、開発ベンダーへのヒアリングなどの調査を行っている。最も留意すべきは、これまで庁内に蓄積された過去の税・福祉情報などの大量の個人情報についても、名寄せや個人番号との紐付けが必要だという点だ。これにはかなりの体力がかかることが予想されるため、実施手順を事前に整理することが重要だ」と話す。各自治体は、2017年7月には他行政機関との情報連携が始まるため、それまでに名寄せや重複データの整備(クレンジング)などを行う必要がある。



マイナンバー制度における情報連携の仕組み(一例)

		さらなる評価	国民の意見	外部第三者の点検	公表
特定個人情報保護評価の必要性を判断 (しきい値判断)	低い	△ 基礎項目評価を実施	△	△	○
	特に高いとはいえない	○ 重点項目評価を実施	△	△	○
	特に高い	○ 全項目評価を実施	○	○	○

○：必要 △：任意
 *しきい値判断では、①対象人数は何人か、②特定個人情報を取り扱う従業員の人数は何人か、
 ③過去に特定個人情報の漏えいなどに関する重大事故が発生させたかどうかを調査して判断する

特定個人情報保護評価(PIA)の種類

制度を未来へつなぐために 安全安心な運用を徹底

一方、市町村では既存の住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)等のデータを基にした宛名システムで全庁的な個人情報の統合管理が行われており、都道府県に比べればデータ整備にも体力はかからないのではないかとみられる。しかし、住民との接点が多い行政機関として検討すべきことは多岐にわたる。

東京都三鷹市では、2013年に庁内を横断する組織としてマイナンバー制度対応の検討チームを設置。窓口業務サービス、個人情報保護、条例改正、市民・職員への周知それぞれについて検討を行う4つのワーキンググループと、システム開発・導入に関する検討を行うサブワーキンググループを設け、課題の検討、報告書の作成、職員周知用のハンドブック作成や研修などを進めてきた。2014年10月にはこれらの検討チームを強化する形で「番号制度推進本部」へと発展させた。本部長である市長をトップに、全部長職を本部長とするほか、個人情報、法務、情報システムの各課長を配して取り組みを進めている。

推進本部を設置し爾々と制度対応の準備を進めている同市だが、一方で、番号利用事務の具体的な業務フローについてはまだ不明瞭な部分があるため、具体的な検討を進められる段階にないという。たとえば、これまでは市民の申請手続きに対して、担当者が受給要件や添付書類などを確認して不備がある場合はその場で確認していたが、情報提供ネットワークを経由してデータ照合を行う場合、レスポンスにどの程度時間がかかるのか不明のため、システムからの回答に時間がかかるとなると、即時に対応できない可能性がある。また、個人番号の確認と本人確認を総合窓口で行うか各課で行うかなど、手続きの流れに合わせた動線の確保や機器の手配を行う必要もある。個人番号カードの発行についても、以前同市で実施した住基カード無料交付の際の混雑ぶりを考えれば、十分な人員の配置や休日対応なども想定する必要がある。検討すべき課題は多々あるという。諸々の業務について検討が進み具体的なイメージが見えた後、業務改善という次のステップへ駒を進めたい考えだ。

同市では現在、PIAの実施とシステム整備に取り組んでいる。2015年1月にはホームページや広報紙でマイナンバー制度の概要説明とPIAに対する意見募集の実施を周知。集まった意見の結果を反映したうえで、有識者による第三者点検を経て三鷹市個人情報保護委員会に報告を行う予定だ。その後、国の特定個人情報保護委員会に提出し、承認を得る流れだ。PIAは、特定個人情報ファイルに含まれる対象者の人数などによって評価の必要性を判断するが、同市では、基礎・重点項目評価でよいとされる業務も含め18事務全てについて、全項目評価を実施する予定だという。三鷹市番号制度推進本部事務局担当課長の白戸謙一氏は、「当市では、市民部を中心に情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得し、セキュリティ対策に注力してきたが、ISMSの認証を取得している業務とそれ以外の業務で情報セキュリティへの温度差が生じないために、PIA実施を契機にリスク管理の粒度と意識を統一することに努めている」と話す。特にISMS対象外であった部署については、この評価書が今後のリスク管理の規程文書になっていくため、しっかりとしたものを作る必要があると考えているという。

同市企画情報推進課課長の土合成幸氏は「マイナンバー制度の導入により自治体間の情報連携が可能となり、電子自治体のあるべき姿に向けて一歩進むことになる」と述べる。業務が効率化することによって、市民と対面で行う相談業務などにマンパワーを振り向け、住民サービスの向上につながる新たな施策が実現する可能性もある。「住基ネットは稼動から10年が経過したが、これまで厳格なルールが守られ事故を起こさずに運用できたからこそ、今回のマイナンバー制度へとつながった。この制度を先へとつなぐためには、我々自治体を含む関係者が、個人番号の安全な取り扱いを行うとともに、市民の利便性向上に向けた施策を検討していく必要がある」(土合氏)。マイナンバー制度により、行政手続きを一度で済ませる「ワンストップサービス」や、どのような給付を受けることができ、どのように申請すればよいかを対象者に通知する「プッシュ型サービス」の実現が期待される。同制度が国民にとって役立つ制度になるかどうかは、住民との接点の多い市町村の創意工夫にかかっているとみえるだろう。